液状化等物質を、船舶にばら積みして運送してはならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶に第十九条の規定により定まる積載量を超えない量を積載する場合又は運送許容水分値及び水分の測定を受けた液状化等物質を他の船舶から積み換える場合には、この限りでない。

2　（略）

3　第一項の測定を受けようとする者は、液状化等物質運送許容水分値測定申請書（第三号様式）及び液状化等物質水分測定申請書（第四号様式）を同項の測定を行う者に提出しなければならない。

4　地方運輸局長又は登録検査機関は、運送許容水分値及び水分の測定を行つた場合には、液状化等物質運送許容水分値測定表（第五号様式）及び液状化等物質水分測定表（第六号様式）を申請者に交付する。

5　（略）

6　船長は、第四項の液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表又は第二項の表第一号に規定する測定の結果を証する書類（次項の規定により交付される写しを含む。）を、当該液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

7　船長は、本邦外の地で船積みした液状化等物質を他の船舶に積み換える場合には、当該液状化等物質に係る第二項に規定する測定の結果を証する書類（船長が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。）を当該他の船舶の船長に交付しなければならない。

8　運送許容水分値の測定は、液状化等物質に関し組成、成分又は製造地の変更その他運送許容水分値に重大な影響を及ぼす変更が生じない場合において、第四項の液状化等物質運送許容水分値測定表（第二項に規定する運送許容水分値の測定の結果を証する書類を含む。）が交付された日から起算して六月以内に船積みされる液状化等物質を運送しようとするときは、船積みに当たつてこれを受けることを要しない。

9　水分の測定は、船積みの日以前七日以内に試料を採取し、船積み地における液状化等物質の集積区分ごとに、水分の多い四分の一の部分から採取した試料の水分と、水分の少ない四分の一の部分から採取した試料の水分とを算術平均して行うものとする。

（水分によるばら積みの制限）

第十八条　水分が運送許容水分値を超える液状化等物質（以下「含水液状化等物質」という。）は、旅客船にばら積みして運送してはならない。

2　含水液状化等物質（運送許容水分値が十二パーセント未満のものにあつては、水分が十二パーセントを超える場合に限る。）は、第二十七条の認定を受けた船舶以外の船舶にばら積みして運送してはならない。

（積載量の制限）

第十九条　船舶に含水液状化等物質をばら積みして運送しようとする場合には、満載喫水線を標示している船舶にあつては指定された満載喫水線に係る乾げんに次表備考４のＣを乗じて得られる乾げんを、満載喫水線を標示していない船舶にあつては次表により算定される乾げん（この場合において、乾げんは、船舶の長さの中央における上甲板梁（りょう）の上面の延長と外板の外面との交点より下方に測るものとする。）を全航海を通じて維持することができるように、その積載量を制限しなければならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶が維持する乾げんは、満載喫水線規則を適用した場合において定まる乾げんとすることができる。

（表　略）

2　船長は、前項の規定により乾げんを計算した書類を、含水液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

液状化等物質を、船舶にばら積みして運送してはならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶に第十九条の規定により定まる積載量を超えない量を積載する場合又は運送許容水分値及び水分の測定を受けた液状化等物質を他の船舶から積み換える場合には、この限りでない。

2　（略）

3　第一項の測定を受けようとする者は、液状化物質運送許容水分値測定申請書（第三号様式）及び液状化物質水分測定申請書（第四号様式）を同項の測定を行う者に提出しなければならない。

4　地方運輸局長又は登録検査機関は、運送許容水分値及び水分の測定を行つた場合には、運送許容水分値測定表（第五号様式）及び水分測定表（第六号様式）を申請者に交付する。

5　（略）

6　船長は、第四項の運送許容水分値測定表及び水分測定表又は第二項の表第一号に規定する測定の結果を証する書類（次項の規定により交付される写しを含む。）を、当該液状化物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。

7　船長は、本邦外の地で船積みした液状化物質を他の船舶に積み換える場合には、当該液状化物質に係る第二項に規定する測定の結果を証する書類（船長が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。）を当該他の船舶の船長に交付しなければならない。

8　運送許容水分値の測定は、液状化物質に関し組成、成分又は製造地の変更その他運送許容水分値に重大な影響を及ぼす変更が生じない場合において、第四項の運送許容水分値測定表（第二項に規定する運送許容水分値の測定の結果を証する書類を含む。）が交付された日から起算して六月以内に船積みされる液状化物質を運送しようとするときは、船積みに当たつてこれを受けることを要しない。

9　水分の測定は、船積みの日以前七日以内に試料を採取し、船積み地における液状化物質の集積区分ごとに、水分の多い四分の一の部分から採取した試料の水分と、水分の少ない四分の一の部分から採取した試料の水分とを算術平均して行うものとする。

（水分によるばら積みの制限）

第十八条　水分が運送許容水分値を超える液状化物質（以下「含水液状化物質」という。）は、旅客船にばら積みして運送してはならない。

2　含水液状化物質（運送許容水分値が十二パーセント未満のものにあつては、水分が十二パーセントを超える場合に限る。）は、第二十七条の認定を受けた船舶以外の船舶にばら積みして運送してはならない。

（積載量の制限）

第十九条　船舶に含水液状化物質をばら積みして運送しようとする場合には、満載喫水線を標示している船舶にあつては指定された満載喫水線に係る乾げんに次表備考４のＣを乗じて得られる乾げんを、満載喫水線を標示していない船舶にあつては次表により算定される乾げん（この場合において、乾げんは、船舶の長さの中央における上甲板梁（りょう）の上面の延長と外板の外面との交点より下方に測るものとする。）を全航海を通じて維持することができるように、その積載量を制限しなければならない。ただし、第二十七条の認定を受けた船舶が維持する乾げんは、満載喫水線規則を適用した場合において定まる乾げんとすることができる。

（表　略）

2　船長は、前項の規定により乾げんを計算した書類を、含水液状化物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管しておかなければならない。